

## 車内暴力により 乗務出来なかったら、 「賃金カット」ってホンマかいな!?

1月27日、378Aの車内で車掌長と車掌の二人が旅客から暴力を受けました。東京到着後、怪我の治療のため病院に行きその後、乗務出来なくなりました。

また、翌日小田原警察署での事情聴取を受け再度、東一運に戻り便乗で職場（大二運）に戻りました。その後も職場で、会社から事情聴取を受けました。

後日、会社に該当行路の勤務について確認すると、総務科は、「出張的取扱い」「乗務とならなかった部分は賃金カットになるのではないか」との返答でありました。

労働時間として扱われたのは、小田原署での事情聴取での時間と、帰着後の車発機締切に伴う時間、退出点呼の時間。そして、営業科が行った事情聴取の時間だけでした。

要するに、所定労働時間から、上記の労働時間としてカウントされた時間を差し引いた時間が、賃金カットとなるとの回答でありました。

旅客から受けた理不尽な暴力により、自らの意志に反して乗務出来なくなり、管理者の指示によって小田原警察署へ事情聴取を受けにいったにも関わらず、労働時間と扱われないのはおかしいのではないのでしょうか。さらに、東京からの便乗時間も労働時間ではないとすることは納得がいきません。

この他にも、診断書、診察料、診断書代金等の個人負担や、訴訟等にかかる経費の個人負担など問題が多く発生しています。私たちは、業務に伴い発生した事象であることから、かかる必要経費と必要な労働時間を会社が責任をもって保証するように訴えます。